
人間としての在り方生き方についての自覚を深める授業の工夫 ～高等学校における道德教育～

広島県立海田高等学校
教諭 阿部 由貴子

1 はじめに

2 道德教育改訂の要点

(1) 道德教育改訂の趣旨－改善の基本的な観点－（資料1）

今回の学習指導要領の改訂では、「次代を担う子ども自らが学ぶ意思や意欲をもち、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何をなし得るかを大切に考える豊かな心をはぐくむことが重要である。」と示されている。



課題

自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分、自分に自信がない、学習や将来の生活に対して無気力・不安、現実から逃避、今の自分さえよければという自己の考えに閉じこもりがち。

(2) 各学校段階の道德教育の在り方（資料2）

高等学校：人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める

3 高等学校における道德教育

(1) 道德教育の考え方：人間としての在り方生き方に関する教育（資料3）

「人間としての在り方生き方に関する教育」は、平成元年度の改訂において、高等学校における道德教育の考え方として示され、平成10年および今回の改訂においても大切な考え方として継承されている。

「人間としての在り方生き方」については、まとまった形で明確に示されていない。「高等学校学習指導要領解説 総則編」の「イ人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨」（19ページ）を注意深く読み解くことが求められる。3段落目には、「人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をするとは限らず、同一の状況の下でも、いくつかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしいしかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人

間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。」と示されている。

出典：「先行実施年度における実践課題とその対応⑧ 高等学校における道德教育の課題とその対応②」

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 国立教育政策研究所教育課程研究センター

教育課程調査官 澤田浩一（『中等教育資料』平成23年5月号）傍点筆者

（2）小・中学校での「道德の内容」の学年段階・学校段階の一覧表（資料4）

小・中学校においては、四つの視点「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」から示されている内容

4 人間としての在り方生き方についての自覚を深める授業への一歩

（1）各教科・科目等における人間としての在り方生き方との関連性（資料5）

～公民科を事例として～

公民科の目標として「人間としての在り方生き方についての自覚」を育てることについて、今回の改訂で指導の充実が求められた。

「現代社会」の目標は「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」とある。「倫理」の目標は「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」とし、この2科目については、特に道德教育を充実させる観点から教材研究が必要である。

今回の改訂で「現代社会」では、今までの二つの大項目から「(1) 私たちの生きる社会」「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」「(3) 共に生きる社会を目指して」という三つの大項目構成に改められた。このことについて、『高等学校学習指導要領解説 公民編』では、「大項目(1)でこの社会の在り方を考察するための基本的な枠組みを構成する幸福、正義、公正などを理解させ、これを基盤として、大項目(2)において、現代社会について倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目させて、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させるようにした。さらに最後の大項目(3)では、この科目のまとめとしてこれまでの学習成果を活用して課題を探究させ、人間としての在り方生き方について考察を深めさせることを通して、この科目のねらいをよりよく達成できるようにした。」とある。「現代社会」の教材研究を進める前提として、これまでは「見方や考え方」というやや漠然とした表現であった社会的事象をとらえる概念的枠組みが、今回の改訂で「幸福、正義、公正」という基本的枠組みを理解させることが明確になった。この枠組みを理解させ、その枠組みを使って現代社会を考察し、最後に自分自身がどのように判断し、生きていくかということを考える際に活用できるよう構成されている。

まず、教材研究を進めるにあたって、この3つの基本的枠組みを教師自身が理解することが必要である。今回の改訂の内容を簡潔にまとめると、「幸福」とは、自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めることであるが、自己の幸福の追求は、他者や社会全体の幸福と対立や衝突する場合がある。そこで、すべての人にとって望ましい解決策を考えることが「正義」であり、何が社会にとって正しいのかを考えることである。「正義」を考える際に必要なのが「公正」である。「公正」とは、対立や衝突を調整し解決策を考察する過程において、また、その結果の内容において、個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることである。

次に、基本的枠組みを理解し、現代社会における諸課題のどのような事例を取り上げるかである。生徒の身近な事例である携帯電話やインターネットでのプライバシーの問題、脳死や臓器移植、あるいは現在問題となっている電力供給不足をどのように考えるかなど多面的に取り扱うよう、複数の事例を取り上げ、それをどのような順に構成すれば、意欲的に取り組み、理解しやすいかを考える。複数の事例を取り上げるのは、上の3つの基本的枠組みがどのような事例でも、私たちの選択基準・判断基準として妥当であることを実感するためである。

教科の目標を第一義としながら、教師自身が何を目標に授業を構成するかを意識し、授業を展開できるよう教材を選ぶことで、価値観の押し付けを防ぐことができ、生徒自身が日常で直面する課題を解決できる視点になると考える。

(2) 学習活動や態度への配慮

(3) 教師の態度や行動による感化

道徳教育改訂の趣旨

—改善の基本的な観点—

ア 改正教育基本法等の趣旨と道徳教育

改正教育基本法

第1条 教育の目的

第2条 その目的を實現するための目標を明示。

〈今後の教育において重視すべき理念〉

従来から規定

個人の価値の尊重、正義、責任など

新たな規定

- 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度
- 生命や自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度
- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度

学校教育法 第21条

義務教育の目標でも上記と同趣旨が明記

学校で行う道徳教育は、これらの趣旨の實現に向けて取り組まれるものでなくてはならない。

イ 「生きる力」の理念の共有と道徳教育

「生きる力」における豊かな人間性

- 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心 ○ 自己抑制力 ○ 責任感
- 他者との共生や異なるものへの寛容などの感性
- 道徳的価値を大事にする心

これらの育成を図るのが心の教育であり、その基盤としての道徳教育

次代を担う児童自らが学ぶ意思や意欲をもち、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何をなし得るかを大切に考える豊かな心をはぐくむことが重要

ウ これからの学校の役割と道徳教育

学校

豊かな人格を形成と国家・社会の形成者として必要な資質を培う場

- 子どもがかげがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わえることが重要
- 子どもが伸び伸びと過ごせる楽しい場であり、興味・関心をもってじっくり取り組めるゆとりがあり、安心して自分の力を発揮できることが必要
- 子どもたちの望ましい人間関係や教師との信頼関係がはぐくまれていくことが重要

課題

自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分、自分に自信がない、学習や将来の生活に対して無気力・不安、現実から逃避、今の自分さえよければという自己の考えに閉じこもりがち

子どもたちが、他者、社会、自然など環境との豊かなかかわりの中で生きるという実感や達成感を深めるためにも、学校の集団生活の場としての機能を十分に生かし、道徳教育の一層の充実を図ることが重要

エ 学校段階における重点の明確化と道徳教育

幼稚園：規範意識の芽生えを培うこと、

小学校：生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実すること、

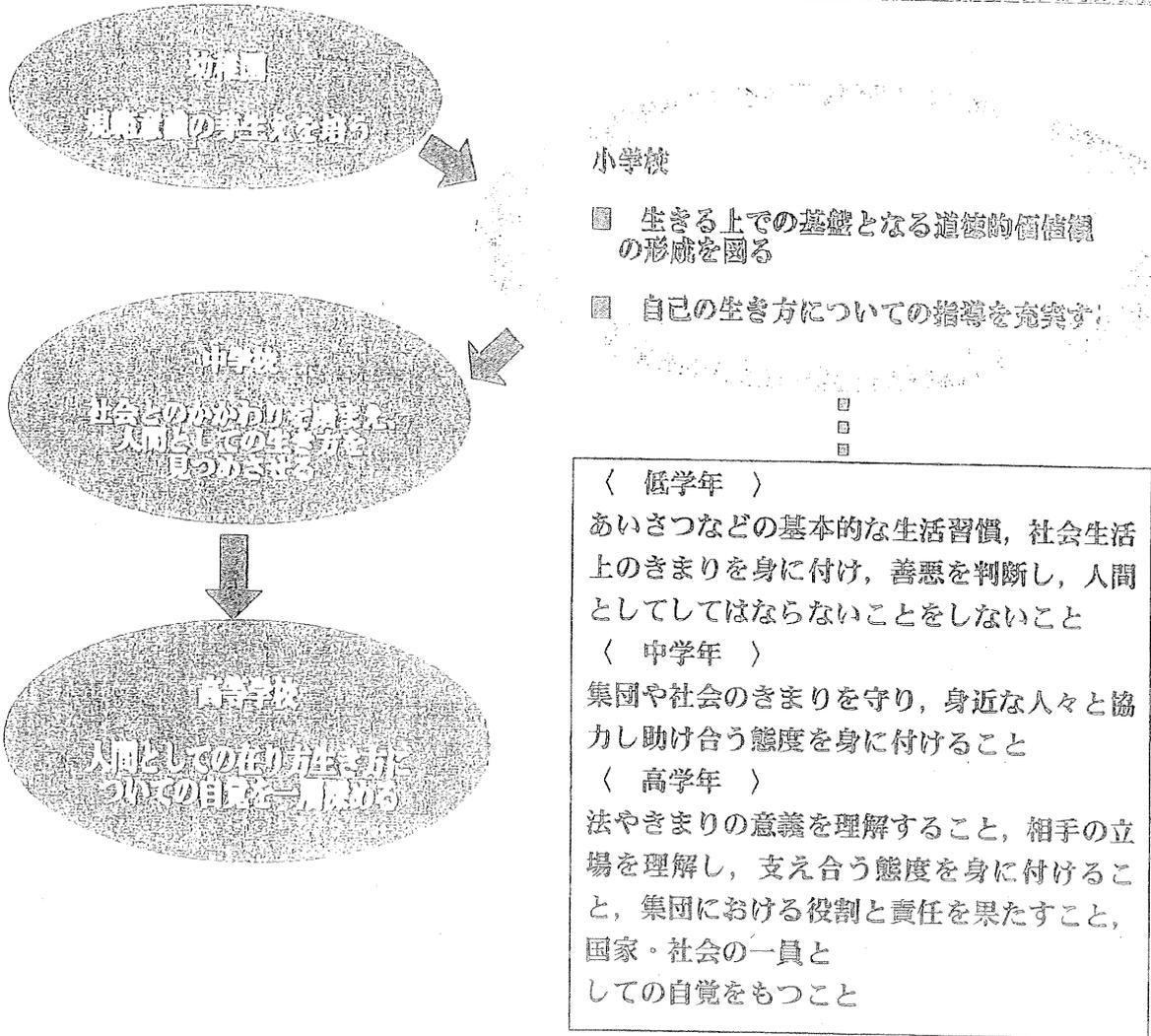
中学校：思春期の特徴を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実すること、

高等学校：社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実すること、

重要な課題

- 基本的な生活習慣や人間としてしてはならないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識
- 自他の生命の尊重
- 自分への信頼感や自信などの自尊感情
- 他者への思いやり
- ◎ 法やルールを意識やそれらを守るなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てること

各学校段階の道徳教育の在り方



基本的な生活習慣や人間としてしてはならないこと
自他の生命の尊重
自分への信頼感や自信などの自尊感情
他者への思いやり

法やルールの意味やそれらを遵守することなどの意味を理解し，主体的に判断し，適切に行動できる人間を育てること

高等学校における道德教育

2 道德教育（第1章第1款の2 1段落目）

学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

ア 高等学校における道德教育の考え方

- 道德教育：豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとする教育活動、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割
- 今日の家庭や地域社会及び学校における道德教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。
- 殊に、高等学校においては、生徒の発達段階に対応した指導の工夫が求められること
- 小・中学校と異なり道德の時間が設けられていない⇒学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の指導のための配慮が特に必要
- 高等学校における道德教育の考え方：人間としての在り方生き方に関する教育
公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて指導
生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう適切に指導
- 小・中学校における道德教育も踏まえつつ、生徒の発達段階にふさわしい高等学校における道德教育を行うことが大切：小・中学校においては、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道德教育を行う
- 今回の改訂の基本的ねらい：「生きる力」の育成⇒心の教育、道德教育
生きる力：変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力、豊かな人間性を重要な要素とする

イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

- 高等学校段階の生徒：「自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にある」、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かについて思い悩む時期、自分自身や自己と他者との関係、広く国家や社会について関心を持ち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期、それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていく
- 高等学校において生徒の発達段階を考慮⇒人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる
- 社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしいしかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。
- 自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成。このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となる。具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成。

人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要。その際、総則第1款の4でも示しているよう、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切。

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

■ 人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要。

■ 今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視。「現代社会」：科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせる。

科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図る。

「倫理」：人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（総則第3款の1の（1））。

■ 特別活動：今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにし、その一層の充実を図る。

指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要（学習指導要領第5章特別活動第3の1の（4））。

■ 総合的な学習の時間：目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを示すとともに、学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（学習指導要領第4章総合的な学習の時間第3の1の（5））を示している。

■ 「産業社会と人間」：学校設定教科に関する科目として設けることができることを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」（総則第2款の5）を行う指導を示している。

このほかの各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

(ア) 国語科

- 国語による表現力と理解力とを育成し、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高める⇒学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく基盤となる。
- 思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる⇒伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながる。

(イ) 地理歴史科

- 我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深める⇒伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながる。

(ウ) 数学科

- 生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高める⇒道徳的判断力の育成にも資する。
- 数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる⇒工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資する。

(エ) 理科

- 自然の事象・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせる⇒生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながる。
- 目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成する⇒道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資する。

(オ) 保健体育科

- 運動の実践⇒技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資する。
- 集団でのゲームなどの運動⇒粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。
- 健康・安全についての理解⇒健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながる。

(カ) 芸術科

- 芸術を愛好する心情を育て、感性を高める⇒美しいものや崇高なものを尊重することにつながる。
- 芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う⇒道徳性の基盤の育成に資する。

(キ) 外国語科

- 外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深める⇒世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立つて、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながる。

(ク) 家庭科

- 生活に必要な知識と技術を習得する⇒望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながる。
- 家族・家庭の意義を理解させ、主体的に生活を創造する能力などを育てる⇒家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながる。

(ケ) 情報科

- 情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させる⇒情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながる。
- さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった視点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。